レベル

5

## 当該レベルへの引き上げの基準

当該レベルからの引き 下げの基準

【居住地域の広範囲に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】(防災対応5

- 3 に対応)

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・溶岩ドーム形成を示唆する、ごく浅部での地盤の局所的隆起
- ・大きな噴石が火口から1kmを超えて飛散
- ・高さ数 1,000m以上の有色噴煙を放出する噴火の発生
- ・火砕流、岩屑なだれの発生

・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振(柏野観測点で40Pa以上)を伴う場合()

【居住地域の広範囲に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】防災対応5 - 2に対応)

次のいずれかの現象が観測された場合

・火口から 500mを超えて 1 km 以内に大きな噴石を飛散させる噴火が頻発

- ・規模の大きな地震(現地で有感地震相当以上)の多発
- ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動
- ・火山ガス放出量の顕著な増加
- ・火口周辺の地表面温度の顕著な上昇域の拡大
- ・明瞭な火映の確認

【居住地域の一部 (火口から1km以内)に重大な被害を及ぼす噴火が発生】(防災対応5-1に対応)

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石が火口から 500mを超えて 1 km 以内に飛散
- ・高さ 1,000m以上の有色噴煙を放出する噴火の発生
- ・火口から火山泥流の発生
- ・火山性微動が発生し、空振(柏野観測点で 20Pa 以上 40Pa 未満)を伴う場合( )

【居住地域の一部 (火口から1㎞以内)に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・X 火口、 Y 火口から 500m以内に影響を及ぼす噴火が繰り返し発生
- ・火山性地震の急増、規模の増大(現地有感地震を含む)

次の5つの条件のうち2つ以上の条件を満たす場合

4 ・火山性微動の継続時間又は振幅の増大

- ・山体浅部の膨張の拡大を示す地殻変動
- ・火山ガス放出量の増加
- ・X火口、Y火口の噴煙の顕著な増大又は地表面温度の顕著な上昇
- ・X火口、Y火口以外の火口等から明瞭な噴気が噴出
- ・恵山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程でレベル3は発表しない
- 3 ・ただし、火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル4、5からレベルを引き下げる過程で、火口の出現位置等の状況からレベル3を発表する場合がある(影響範囲が居住地にかからない場合)

【 X 火口、 Y 火口から 500m以内に影響を及ぼす噴火が発生】

次のいずれかの現象が観測された場合

- ・大きな噴石がX火口、Y火口から 500m以内に飛散
- ・高さ数 100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生 (火口周辺への火山灰の噴出を含む)
- 【X火口、Y火口から 500m以内に影響を及ぼす噴火の可能性】

2 次の現象が観測された場合

・山体浅部を震源とする火山性地震の増加(任意の24時間で100回以上)

次の4つの条件のうち2つ以上の条件を満たす場合

- ・上記基準には達しない程度の火山性地震の増加した状態が継続
- ・山体浅部の低周波地震又は火山性微動がまとまって発生
- ・山体浅部のわずかな膨張を示す地殻変動
- ・ X 火口、 Y 火口の噴煙 (噴気)の増加又は地表面温度の上昇
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれ らを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・行末に( )を付記した基準は、視界不良により表面現象が確認できない場合の基準を示す。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、 火山活動を評価した上でレベル引き下げ・切り替えを行う。

想定した噴火には至らず、左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。

噴火の発生がなく、左記 の条件を満たさなくな ってから概ね2ヶ月経 過した段階で、レベル1

に引き下げる。